

## 阿賀野市告示第223号

## 市道路線の区域決定及び供用開始について

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項及び第2項の規定に基づき、次のように市道路線の区域を決定し供用を開始する。

なお、関係図面は告示の日から2週間、阿賀野市建設課において一般の縦覧に供する。

令和7年12月19日

阿賀野市長 加藤博幸

1 区域決定の路線及び区間	別紙のとおり
2 供用開始の路線及び区間	別紙のとおり
3 供用開始の期日	令和7年12月19日

別 紙

区域決定

路線名	起 点	終 点	延長(m)	幅員(m)	重要な 経過地
上中野目西2号線	上中野目字久祢添 61番6地先	上中野目字久祢添 70番17地先	111.6	6.0～ 9.6	

供用開始

路線名	起 点	終 点	延長(m)	幅員(m)	重要な 経過地
上中野目西2号線	上中野目字久祢添 61番6地先	上中野目字久祢添 70番17地先	111.6	6.0～ 9.6	